

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例
（宝塚市一般事務手数料条例の一部改正）

第1条 宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正す
る。

別表第1備考中「で個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番
号カードをいう。）を使用する」を「を介して電子署名等に係る地方公共団体情報シ
ステム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第2項に規定す
る電子利用者証明を行う」に改める。

（宝塚市印鑑条例の一部改正）

第2条 宝塚市印鑑条例（平成48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請）

第15条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機
による交付（宝塚市一般事務手数料条例（平成22年条例第8号）別表第1備考に規
定する多機能端末による交付をいう。）による印鑑登録の証明を申請することができ
る。

第16条中「（平成22年条例第8号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 この表及び別表第5において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、<u>多機能端末機で個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>を使用することによる証明書の交付をいう。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考 この表及び別表第5において「多機能端末機」とは、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいい、「多機能端末機による交付」とは、<u>多機能端末機を介して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第2項に規定する電子利用者証明を行う</u> ことによる証明書の交付をいう。</p>

宝塚市印鑑条例(昭和48年条例第27号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 <u>第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号とする。</u></p> <p>(印鑑登録証明手数料)</p> <p>第16条 印鑑登録証明手数料は、宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)の定めるところによる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請)</p> <p>第15条 <u>第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機による交付(宝塚市一般事務手数料条例(平成22年条例第8号)別表第1備考に規定する多機能端末による交付をいう。)による印鑑登録の証明を申請することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明手数料)</p> <p>第16条 印鑑登録証明手数料は、宝塚市一般事務手数料条例_____の定めるところによる。</p>

令和5年（2023年）4月24日

第2回都市経営会議資料

宝塚市一般事務手数料条例の一部改正
及び
宝塚市印鑑条例の一部改正について
（概要）

市民交流部 窓口サービス課

1 現在の状況

平成28年6月より、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「戸籍証明書（全部事項・個人事項）」について、コンビニ等に設置する多機能端末においてマイナンバーカードを使用して証明書等の交付を受けるサービス（以下、「コンビニ交付サービス」という。）を開始。また、令和4年2月からは、「課税証明書」、「戸籍の附票」を交付できる証明書等の対象に加えた。

なお、コンビニ交付サービスを利用した場合は、証明書交付手数料を100円減額する取り扱いとしている。

2 改正の経緯

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正（令和5年5月11日施行）され、マイナンバーカードに記録された電子証明書についてスマートフォン（当面はAndroid端末のみ）への搭載が可能となり、電子証明書が搭載されたスマートフォンのみでコンビニ交付サービスを受けることが可能となる。（マイナンバーカードの持ち歩きが不要となる。）

このことから、関連する宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例について、規定を改める。

3 改正の内容

(1) 改正概要

コンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの使用を想定した規定を、スマートフォンに搭載した電子証明書においても可能となるよう改正する。

(2) 改正内容（詳細は、議案等を参照）

(ア) 宝塚市一般事務手数料条例 別表第1備考

(イ) 宝塚市印鑑条例 第15条及び第16条

4 改正に伴う影響

改正に伴うコンビニ交付サービスのシステム改修については、年内中のサービス開始に向けて実施予定（早くとも令和5年7月以降となる旨、コンビニ交付サービスを提供する地方公共団体情報システム機構に確認済）のため、令和5年5月11日以降、施行期日（予定）まで影響なし。

5 施行期日

公布の日